

北海道新幹線札幌延伸に伴う鉄道物流のあり方に関する有識者検討会議  
設置要領（案）

(名称)

第1条 本会議は、「北海道新幹線札幌延伸に伴う鉄道物流のあり方に関する有識者検討会議」（以下「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、北海道新幹線の札幌延伸に伴って生じる鉄道貨物輸送（海線（函館線 函館～長万部間）に係る諸課題の解決方策等について検討を進めていくために設置・開催するものである。

(構成)

第3条 検討会議には、座長を1名置く。  
2 検討会議の構成員は、別紙のとおりとする。

(会議)

第4条 座長は、検討会議の議事を整理し、会務を処理し、検討会議を代表する。  
2 座長は、必要があると認めるときは、検討会議の構成員以外の者に対し、検討会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。  
3 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

(議事の公開)

第5条 検討会議は、原則として非公開とする。  
2 検討会議で使用した資料については、原則として、公開する。また、議事については、要旨を作成し各構成員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、次の場合は除く。  
(1) 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合  
(2) その他、資料又は要旨の全部又は一部について、非公開とすることが必要と座長が認めた場合

(事務局)

第6条 検討会議の庶務は、国土交通省鉄道局鉄道事業課、北海道運輸局交通政策部及び鉄道部、並びに北海道庁総合政策部交通政策局交通企画課において共同で処理する。

(その他)

第7条 本要領に定めるもののほか、検討会議の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

本要領は令和5年11月29日から施行する。